

サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令及び警察庁組織令の一部を改正する政令の施行について

(平7.8.11 丙刑企発第63号、丙捜一発第32号 刑事局長から各附属機関の長、各地方機関の長、各都道府県警察の長、(参考送付先) 庁内各局部課長あて)

サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令(平成7年政令第317号。以下「令」という。)及び警察庁組織令の一部を改正する政令(平成7年政令第316号)の制定の趣旨、要点及び運用上の留意点については、「サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令及び警察庁組織令の一部を改正する政令の制定について」(平成7年8月11日付け警察庁乙刑発第22号、乙官発第28号)をもって通達されたところであるが、その具体的内容及び留意事項は下記のとおりであるので、令の運用上遺憾のないようにされたい。

記

第1 サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令関係

1 サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質(各号関係)

(1) サリン等による人身被害の防止に関する法律(以下「サリン法」という。)は、サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質を犯罪に係る社会状況等を勘案しながら政令で定めることによりその規制等に係らしめることができるものとしているが(同法第2条)、オウム真理教関連事件の捜査の結果、同教団においてサリンと同様に強い毒性を有するVX、ソマン、イペリット等の物質の製造等が行われていた事実が判明したことから、次に掲げる物質を当該政令で指定することとした。なお、それぞれの毒性、性状等については、別添資料を参考とされたい。

ア ソマン、タブン等のG剤(第1号及び第2号)

イ VX等のV剤(第3号及び第4号)

ウ イペリットを含む硫黄マスタード(第5号から第13号まで)

エ 窒素マスタード(第14号から第16号まで)

(2) ソマン、VX及びイペリットはそれぞれ単一の化学物質であるが、この政令においては、規制の実効性を期すため、実際にオウム真理教における製造等が確認された物質だけではなく、一定の基本構造を有する化学物質を包括的に指定することと

した。

なお、この政令の制定により、サリン法における規制等の対象となる物質は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）における規制の対象となる特定物質のうちルイサイト、サキシトキシシン及びリシンを除いたものと同一の範囲のものとなる。

2 施行期日（附則関係）

罰則も含め、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとした。

これは、サリンについては、サリン等による人身被害の防止に関する法律の罰則の施行期日が公布の日から起算して10日を経過した日とされたことにかんがみ、この政令についても、同様の措置を講ずることとしたものである。

3 留意事項

(1) この政令の制定により、この政令で指定する物質の発散、製造、所持等を直ちに処罰することができることとなるとともに、不法製造等の目的で行う原料物質の所持等の予備行為についても処罰の対象となる。

また、警察官等は、この政令で指定する物質又はその疑いがある物質の発散によって、人の生命及び身体被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、直ちに危険場所への立入禁止・退去命令、被害品の回収・廃棄等サリン法第4条第1項の所要の措置を講じなければならないこととなる。

(2) この政令で指定する物質は、「サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性」を有し、極めて危険性の高い化学物質であることから、その取扱いに当たっては、受傷事故防止のため装備資機材を活用することとし、必要に応じて、サリン法第4条第2項の規定に基づいて自衛隊等専門的知識、技能を有する機関、団体に協力を求めなければならない。

(3) サリンについては、サリン法が施行された平成7年4月21日の時点で化学兵器禁止法が施行されておらず、その管理の適正を確保するための制度がなかったことから、サリン法の附則でその罰則が施行される日（同年5月1日）までの間において所持者に届出、廃棄を義務付ける等の経過措置を設けたところであるが、この政令で指定する物質については、現在は既に平成7年5月5日から化学兵器禁止法が施行されており、同法によりその管理の適正の確保が図られていることから、サリン法の附則のような経過措置を設けないこととされた。

(4) その他、サリン法の内容及び運用上の細目的留意事項については、「サリン等に

よる人身被害の防止に関する法律の施行について」(平成7年4月21日警察庁丙刑企発第33号、丙捜一発第21号)を参照されたい。

第2 警察庁組織令の一部を改正する政令関係

1 サリン法施行事務の所掌の明確化

サリン法違反に係る犯罪の捜査その他サリン法の施行に関することを刑事局捜査第一課の所掌事務として定めることとした。

2 施行期日(附則関係)

公布の日から施行することとした。

サリンなどの毒性等

化学剤	20℃における状態	沸点	半数致死量(g)	半数不能量(g)	作用の速さ	持久性	備考
サリン	無色の液体	158℃	0.1 (吸入)	0.075 (吸入)	非常に速い	1～2日	150℃で2時間30分加熱すると分解 解毒速く、体内に蓄積
	無色の液体	198℃	0.1 (吸入) 1.0 (皮膚)	0.075 (吸入)	非常に速い	1～2日	130℃で200時間加熱すると分解 解毒速く、体内に蓄積
	無色又は褐色の液体	240℃	0.4 (吸入) 20.0~40.0 (皮膚)	0.3 (吸入)	非常に速い	1～2日	150℃で3時間15分加熱すると分解 解毒速く、体内に蓄積
V 剤	無色の液体	298℃	0.01 (吸入)	0.005 (吸入)	非常に速い	3日～3週間	250℃で4分加熱すると分解 解毒速く、体内に蓄積
びらん剤	無色又は淡黄色の液体	217℃	1.5 (吸入) 10.0 (皮膚)	0.2 (目) 2.0 (皮膚)	遅い (数時間～数日)	2日～1週間	149℃で分解 解毒速く、体内に蓄積
	暗黒色の液体	① 194℃ ② 分 解 ③ 265℃	1.5 (吸入) 20.0 (皮膚)	0.2 (目) 9.0 (皮膚)	遅い (12時間又はそれ以上)	イペリットよりやや短い	生理作用は毒マスタードに同じ 解毒速く、体内に蓄積
	無色の液体	① 190℃ ② 分 解 ③ 分 解	1.2~1.5 (吸入) 100.0 (皮膚)	0.3 (目) 1.5 (皮膚)	速い	イペリットより短い	加熱はマスタードに似ている 加熱すると分解しやすくなる

↑ 特定物質 A 条約表一 A 剤 V ↓
↑ サリン等 ↓

サキシトキシシン	暗黒色の油状の液体	① 190℃ ② 分 解 ③ 分 解	1.2~1.5 (吸入) 100.0 (皮膚)	0.3 (目) 1.5 (皮膚)	速い	イペリットより短い	加熱はマスタードに似ている 加熱すると分解しやすくなる
リシン	白色の固体	加熱すると分解する前に分解	0.01 (経口)	—	遅い (12時間以内)	長期間	水、メタノールに溶ける 揮発しにくい
	白色の固体	加熱すると分解する前に分解	0.005~0.01 (経口)	—	遅い (10時間以上)	長期間	水に溶ける 揮発しにくい

(参考)

ホスゲン	無色の液体	7.6℃	3.2 (吸入)	1.6 (吸入)	遅い (24時間以内)	2～3分	通常の野外条件下では速やかに分解する
青酸塩化シアン	無色の液体又は気体	26.5℃	2.6 (吸入) ただし、濃度により変化する	濃度により変化する	非常に速い	2～3分	
塩化シアン	無色の気体	—	11.0 (吸入)	7.0 (吸入)	速い	2～3分	分解能が高く、野外では汚染除去の必要なし。100℃で分解

↑ 指 A 条約物質表一 ↓
↑ 指 A 条約物質表三 A 剤 V ↓